

ガス設備・器具に係る関係法令

ガス事業法（昭和二十九年三月三十一日法律第五十一号）

（基準適合義務等）

第三十九条の十 届出事業者は、届出に係る型式のガス用品を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。

ガス用品の技術上の基準等に関する省令

（昭和四十六年四月一日通商産業省令第二十七号）

（技術上の基準）

第十一条 [法第三十九条の十第一項](#) の経済産業省令で定める技術上の基準は、別表第三のガス用品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げるとおりとする。

別表第3 （第11条、第13条関係）

ガス用品の区分	技術上の基準
ガスこんろ	<p>9 立ち消え安全装置を有すること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> <p>（1） 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第2条第1号に掲げる者が、業務の用に供するもの。</p> <p>（2） 不点火を防止する機能を有するもの。</p> <p>10 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。</p> <p>11 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>（1） パイロットバーナー等に点火しなかつた場合には、点火を開始したときから1分以内に閉弁すること。</p> <p>（2） バーナーが消火した場合には、バーナーが消火したときか</p>

ら1分以内に閉弁すること。

12 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) バーナーが消火した場合には、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。

(2) パイロットバーナー等に再点火しなかつた場合には、点火を開始したときから1分以内に閉弁すること。

(3) バーナーが消火した場合には、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。

13 過熱防止装置を有するものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 感熱部が機能しなかつた場合には、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであること。

(2) 容易に改造できない構造であること。

(3) 異常な温度に達したときに作動し、ガスの通路を自動的に閉ざすこと。また、温度が平常に戻つた場合にガスの通路が自動的に開かないこと。

(4) バイメタルサーモスイッチを用いる場合は、日本工業規格S2149(1993)ガス燃焼機器用バイメタルサーモスイッチに定める規格又は日本工業規格C9730-1(2010)家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置及び日本工業規格C9730-2-9(2010)家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置に定める規格に適合するものであること。

14 こんろバーナーは、調理油過熱防止装置を有すること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

(1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が、業務の用に供するもの。

(2) 卓上型一口ガスこんろ

15 調理油過熱防止装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 調理油の温度が300度に達する前に作動し、ガスの通路を自動的に閉ざすこと。ただし、調理油過熱防止装置が作動する温度より高温に設定できる機能(以下ガスこんろの項において「高温モード」という。)を有するバーナーにあつては、高温モード設定時はこの限りでない。

(2) 感熱部が損傷した場合に調理油が温度300度以上に加熱

されない構造であること。

(3) 容易に改造できない構造であること。

(4) ガスこんろに通常負荷されることのある荷重を加えたとき、感熱部に使用上支障のある変化を生じないこと。

(5) 高温モードは、次に掲げる条件に適合すること。

イ 点火の際及び使用中に使用者の意識なしに、設定できないこと。

ロ 使用時は、高温モードであることが表示ランプなどにより明確に分かること。

ハ 高温モードから消火への操作は1操作で実施可能であること。

ニ 高温モードのための設定ボタンやつまみなどその他の設定操作部は、専ら高温モードに使用されること。ただし、設定を解除するための機能を備えるものとの兼用にあつては、この限りではない。

ホ 1回の高温モード使用后、解除されること。

16 交流電源を使用するものであつて、かつ、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

17 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

(昭和四十二年十二月二十八日法律第百四十九号)

(基準適合義務等)

第四十六条 届出事業者は、届出に係る型式の液化石油ガス器具等を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令

(昭和四十三年三月二十七日通商産業省令第二十三号)

別表第3 (第11条、第13条関係)

液化石油ガス器具等の区分	技術上の基準
一般ガス こんろ	<p>9 立ち消え安全装置を有すること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和43年政令第14号)第2条第1号に掲げる者が、業務の用に供するもの。</p> <p>(2) 不点火を防止する機能を有するもの。</p> <p>10 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。</p> <p>11 立ち消え安全装置(再点火型立ち消え安全装置を除く。)は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) パイロットバーナー等に点火しなかつた場合には、点火を開始したときから1分以内に閉弁すること。</p> <p>(2) バーナーが消火した場合には、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。</p> <p>12 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) バーナーが消火した場合には、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。</p> <p>(2) パイロットバーナー等に再点火しなかつた場合には、点火を開始したときから1分以内に閉弁すること。</p>

(3) バーナーが消火した場合には、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。

13 過熱防止装置を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 感熱部が機能しなかつた場合には、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであること。

(2) 容易に改造できない構造であること。

(3) 異常な温度に達したときに作動し、液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。また、温度が平常に戻つた場合に液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと。

(4) バイメタルサーモスイッチを用いる場合は、日本工業規格S2149(1993)ガス燃焼機器用バイメタルサーモスイッチに定める規格又は日本工業規格C9730—1(2010)家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置及び日本工業規格C9730—2—9(2010)家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置に定める規格に適合するものであること。

14 こんろバーナーは、調理油過熱防止装置を有すること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

(1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が、業務の用に供するもの。

(2) 卓上型一口ガスこんろ

15 調理油過熱防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 調理油の温度が300度に達する前に作動し、液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。ただし、調理油過熱防止装置が作動する温度より高温に設定できる機能(以下一般ガスこんろの項において「高温モード」という。)を有するバーナーにあつては、高温モード設定時はこの限りでない。

(2) 感熱部が損傷した場合に調理油が温度300度以上に加熱されない構造であること。

(3) 容易に改造できない構造であること。

(4) ガスこんろに通常負荷されることのある荷重を加えたとき、感熱部に使用上支障のある変化を生じないこと。

(5) 高温モードは、次に掲げる基準に適合すること。

イ 点火の際及び使用中に使用者の意識なしに、設定できないこと。

ロ 使用時は、高温モードであることが表示ランプなどにより明確に分かること。

ハ 高温モードから消火への操作は1操作で実施可能であること。

ニ 高温モードのための設定ボタンやつまみその他の設定操作部は、専ら高温モードのために使用されること。ただし、設定を解除する機能を備えるものとの兼用にあつては、この限りではない。

ホ 1回の高温モード使用后、解除されること。

16 交流電源を使用するものであつて、かつ、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

17 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。